

DNA 品種識別検討会の今後のあり方

1. 検討会設立の経緯

平成 14 年 7 月に知的財産戦略会議が決定した「知的財産戦略大綱」において、植物新品種の育成者権侵害品対策として、迅速・簡便な DNA 品種識別技術の確立等の支援体制を整備することとされた。

このため、平成 14 年 9 月に DNA 品種式別技術の開発・精度向上及び育成者権の侵害判定への利活用のための条件整備について検討を行うことを目的に「DNA 品種識別技術検討会」が設立され、DNA 品種識別技術の研究開発を進めるとともに、開発された技術の活用促進を行うこととなった。

2. これまでの成果

本検討会は、これまでに

- ①「植物の DNA 品種識別についての基本的留意事項－技術開発と利用のガイドライン－」（平成 15 年 1 月）
- ② 9 種類の植物（一部加工品を含む）の DNA 品種識別技術マニュアルの策定を行い、育成者権の効力の拡大や税関による育成者権侵害物品の水際取締への活用等、DNA 品種識別技術の適切な利用に貢献してきているところである。

3. DNA 品種識別技術検討会を巡る最近の動向

現在、DNA 品種識別の技術開発は、多くの植物で取り組まれてきており、加工品を対象としたマーカー開発も技術会議のプロジェクトとして積極的に行われている。また近年では、開発された技術の妥当性確認手法のガイドラインの作成、登録品種の DNA 保存事業の開始等、技術の開発・活用に向けた環境も整備されつつある。また、昨年 12 月には産官学が連携し、DNA 鑑定技術の学術的な研究成果を認証し、社会システムに反映させることを目的とした NPO 法人「DNA 鑑定学会」が設立され、DNA 品種識別技術は実用化へ向けて新たな段階へ進みつつある。

4. 今後の方向性

以上を踏まえ、現状では、開発された DNA 品種識別技術を本検討会において技術的なオーゾライズを行い、これを踏まえて税関等への行政面での活用を計っているところであるが、今後は DNA 鑑定学会での新たな技術の認証の結果も踏まえつつ、必要に応じてマニュアルの追加等、DNA 品種識別技術の活用促進に向けた検討を引き続き行うこととしたい。

(参考) DNA 品種識別技術検討会に関するこれまでの動き

法律の改正等	DNA 品種識別技術検討会
平成 14 年 7 月 政府の知的財産戦略会議が「知財戦略大綱」を決定し、育成者権侵害品対策として、DNA 品種識別技術の確立等の支援体制の整備の必要性を規定	平成 14 年 9 月 DNA 品種識別技術検討会が設置され、同年 11 月まで 3 回開催
平成 15 年 3 月 関税定率法が改正され、育成者権侵害物品を輸入禁制品及び輸入申立制度の対象化	平成 15 年 1 月 ・「植物の DNA 品種識別についての留意事項」を策定 ・識別方法のマニュアル（いちご、白いんげんまめ、稲）等を策定
平成 15 年 6 月 種苗法が改正され、権利侵害の罰則の対象を収穫物段階へ適用	平成 15 年 12 月 いぐさのマニュアルを追加
平成 17 年 3 月 関税定率法が改正され、税関長から農林水産大臣への意見照会制度が創設	
平成 17 年 6 月 種苗法が改正され、育成者権の効力を加工品にまで拡大	平成 17 年 11 月 小豆、小豆のあん、製茶及び米飯のマニュアルを追加
平成 17 年 12 月 あん、ごぞ、製茶及び米飯を加工品として種苗法施行令で指定	平成 17 年 12 月 おうとうのマニュアルを追加
平成 18 年 3 月 関税定率法等が改正され、育成者権侵害物品が輸出禁制品及び輸出申立制度の対象として施行	
平成 19 年 5 月 種苗法が改正され、育成者権侵害罰則の強化	